

# ○食品リサイクル法について

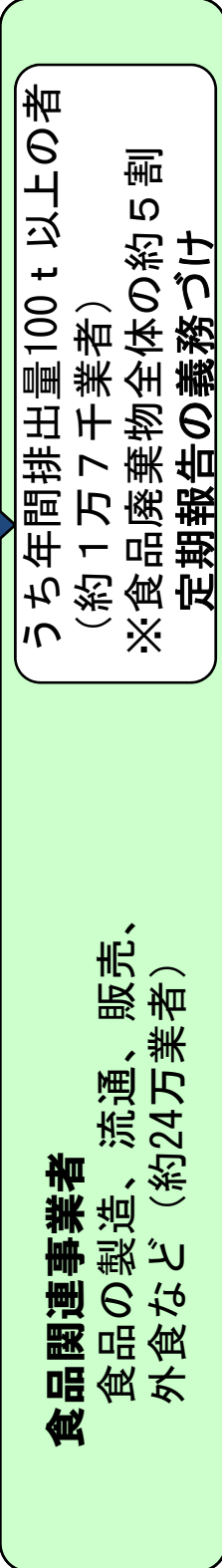
## 食品リサイクル法の仕組み

(平成12年6月公布、平成13年5月施行、平成19年6月一部改正、同年12月施行)

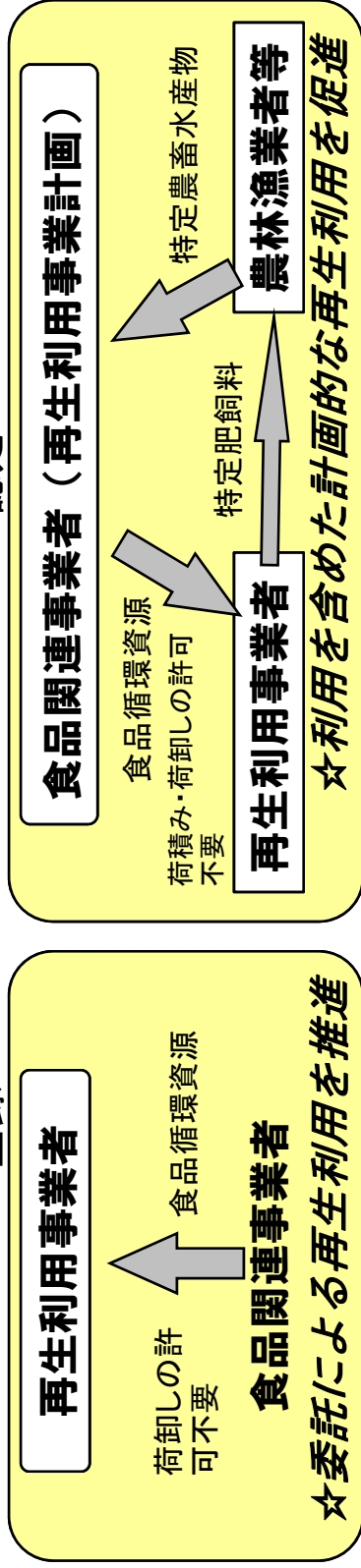
### 主務大臣（農林水産大臣、環境大臣等）

- 基本方針の作成
  - ・数値目標（平成24年度までに業種別の目標値を達成）
  - ・再生利用等の方策等
- 事業者の判断基準の策定
  - ・発生抑制の基準
  - ・減量の基準
  - ・再生利用の基準等

(実効確保措置) 指導・助言 勧告・命令等 (取組が著しく不十分)



(促進のための措置) 登録



- ・廃棄物処理法の特例
- ・肥料取締法・飼料安全法の特例（農林水産大臣への届出不要）

## 容器包装リサイクル法の概要

### ◆ 法律の趣旨

家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定（法案提出は厚生省）、平成9年4月から本格施行。法律の所管は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省の5省共管。

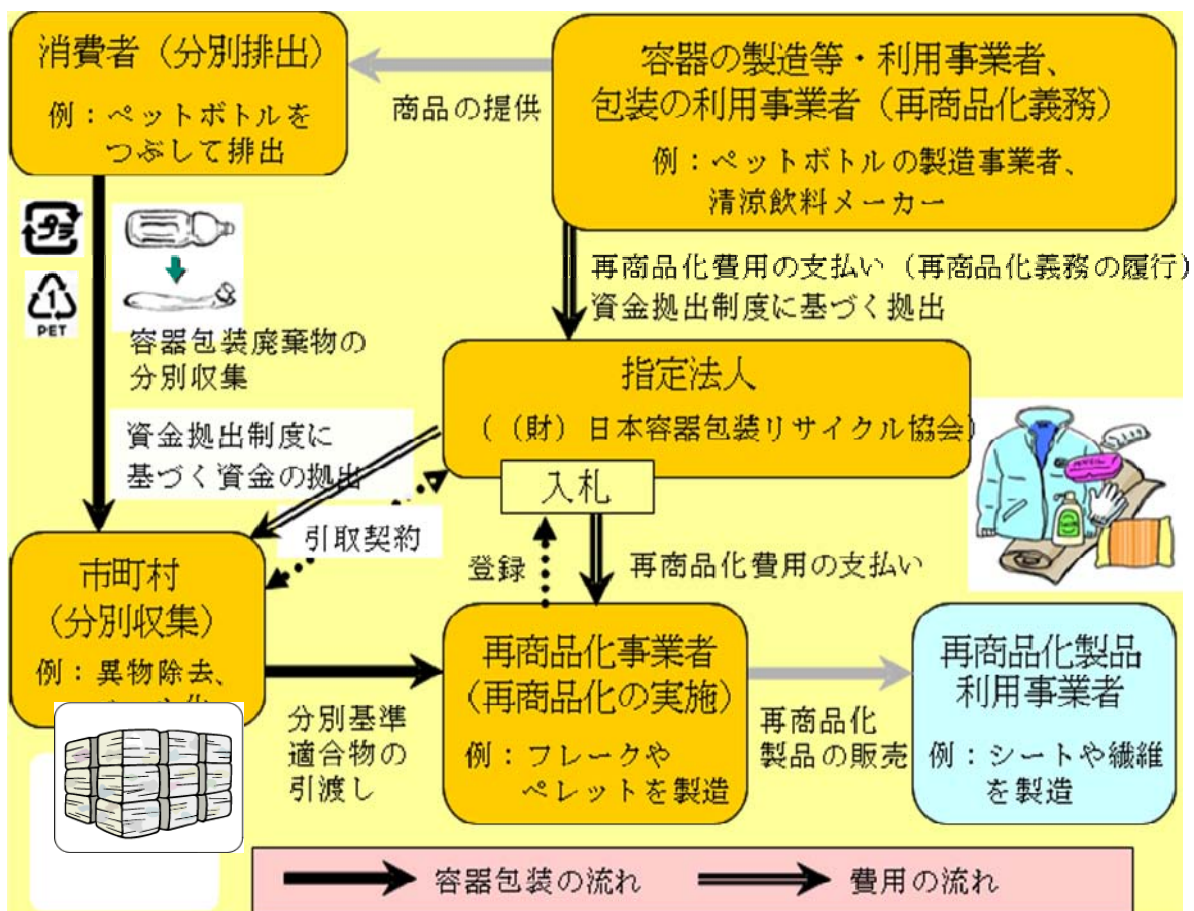
ごみについて市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとした。

### ◆ 対象容器包装

容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっている。

※ 事業者の再商品化義務の対象は、ガラスびん・ペットボトル（平成9年4月から）、紙製容器包装・プラスチック製容器包装（平成12年4月から）の4種類。

### ◆ 容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の流れ（指定法人ルート）



事務・権限概要シート

出先機関名：地方環境事務所 整理番号（ 06 ）

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>法第 29 条の報告聴取・立入検査のうち、環境省地方環境事務所が使用者に対して行うものを権限移譲の対象とする。これは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく型式届出特定特殊自動車等に係る技術基準適合性・均一性を、使用過程において確認することにより、特定特殊自動車全体の排出ガス抑制性能の維持を図るための事務である。</p> <p>① 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行は通報等による。</li> </ul> <p>② 立入場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国各地の工事現場、事業所、資機材拠点等、検査対象車の所在する場所</li> </ul> <p>③ 検査内容</p> <p>i 使用者、車名・型式、製造番号、製造年月日、燃料の種類、定格出力等の確認</p> <p>a 基準適合表示・少数特例表示・確認証、各種契約書（販売、賃貸借、保険等）、検査記録表、点検整備帳、取扱説明書等の閲覧・確認</p> <p>b 目視による実機の確認</p> <p>ii 実機を用いる排出ガス試験</p> <p>a 試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ディーゼル車： 無負荷急加速黒煙試験</li> <li>・ ガソリン車： アイドリング排出ガス試験</li> </ul> <p>b 試験用機材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 黒煙測定器、CO/HC 測定器、発動発電機、空気圧縮機等</li> <li>・ 検査する側が購入・維持し、職員が立入場所へ持参。機材の操作・測定も当該職員自らが実施。</li> </ul> <p>④ 業務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙 1 の事務実施フロー参照</li> </ul> <p>⑤ 留意点</p> <p>i 基準適合命令対象車の広域移動に関し、地方公共団体間での連携が必要となる場合がある。</p>
-----------------------------	---

	<p>ii 使用者への立入検査情報は、環境省本省との情報共有が必要。 （移譲対象外の本省権限である特定特殊自動車製作等事業者等の届出事業者への改善命令に繋がる可能性があるため）</p> <p>iii 別紙2の環境省と関係省庁との役割分担のとおり、環境省のほか、検査対象車の使用事業の事業所管省庁も、各所管事業の使用者に対する技術基準適合命令権限等を有する。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	
関係職員数	
事務量（アウト プット）	<p>現行は通報等による都度対応となっているため、事務量は不定である。 検査対象車の今後の普及進捗状況に伴い、検査の定量化/定期化等の検討が必要と思 慮。</p>
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概 要	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第18条に 基づく技術基準適合命令を行うため、同法第29条に基づき、当該命令の対象とな る特定特殊自動車の使用者に対して、特定特殊自動車の使用状況その他の必要事項 に関する報告、特定特殊自動車の所在すると認められる場所への立入、特定特殊自 動車等の検査等（以下「報告徴収・立入検査」という。）ができることとなっている。 なお、この報告徴収・立入検査に関する規定については、条文上、法第13条に 規定する届出事業者に対する改善命令、法第14条に規定する表示の禁止の措置を 講じるため、法第6条第1項の規定による特定原動機の型式指定を受けた者、届出 事業者、法第12条第3項の規定による少数生産車の承認を受けた者に対する報告 徴収・立入検査に関する規定と一体として規定されている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	<p>3,757百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土 壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環 境政策基盤整備等に必要な経費」の合計</p>
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数
事務量（アウト プット）	
地方側の意見	「地方」（全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（p.64）、 平成22年7月15日）
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A - a</div>	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移管する。ただし、本省で行っている製造業者等への規制（法第13条の改善命令等）については、国際的な商品である特定特殊自動車に対するものであるため、引き続き本省において実施することとなる。本省がこの事務を行うためには、使用者に対する報告徴収及び立入検査を通じた実態調査が必要不可欠であり、自治体の域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしても、本省による迅速かつ効率的な実態把握が困難となり、その実態把握の結果に基づく本省の事務である製造業者等への規制を実施することに著しい支障を生じる。このことから、本省の事務である製造業者等への規制のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において事務を行うこととする。</p>
<p>備考</p>	